



提供年月日:平成18年(2006年)12月5日

部 局 名:農政水産部水産課

水産振興担当 藤原・澤田・遠藤

077-528-3873(内線3876)

農政水産部環境こだわり農業課

農薬・肥料担当 須田・山田

077-528-3893(内線3894)

県民文化生活部生活衛生課

食の安全推進室企画担当 山崎・田村

077-528-3643(内線3644)

琵琶湖の魚貝類に対するチオベンカルブ(除草剤)の残留検査結果について

基準値が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の流通を原則禁止する新しい制度(ポジティブリスト制度、別紙参照)が本年5月29日から施行されました。このような中、島根県から宍道湖の一部のシジミで同制度の基準値を上回るチオベンカルブ(別紙参照)が検出されたと本年11月9日に発表されました。

これを受けて滋賀県でも、生産サイドとして琵琶湖で漁獲されるシジミについて、チオベンカルブの残留状況を検査しましたので、その結果を報告します。

記

- 1 試料採集日 シジミ:平成18年11月16日
アユ:平成18年11月21日
ニゴロブナ:平成18年11月17、22日
- 2 検査機関 (財)日本食品分析センター大阪支所
- 3 検査結果 シジミ、アユ:平成18年12月1日
ニゴロブナ:平成18年12月5日

①ポジティブリスト制度の一律基準値(0.01ppm、別紙参照)を超えたもの

魚種	地点	濃度(ppm)
シジミ	米原市磯沖	0.02
	高島市大溝沖	0.02

②一律基準値以下のもの

魚種	地点	濃度(ppm)
シジミ	湖北町尾上沖	検出されず
	沖島南	0.01
	瀬田川	0.01

(魚類)

魚種	地点	濃度(ppm)
アユ	湖北町尾上沖	検出されず
	大津市和邇沖	検出されず
ニゴロブナ	塩津湾	検出されず
	多景島付近	検出されず

4 今回検出された濃度のチオベンカルブが人の健康へ及ぼす影響

今回検出された最高0.02ppmのチオベンカルブを含むシジミを毎日21g(みそ汁1杯に含まれるシジミを30個として換算)食べ続けた場合、当該農薬の1日の摂取量は0.00042mgとなります。これは体重50kgの人の当該農薬の1日許容摂取量(ADI、別紙参照)0.45mgの1000分の1以下の量であり、健康に対する影響はありません。

また、高島市大溝沖、米原市磯沖のシジミは生きた状態で流通しており、主にシジミ汁として消費されており、検査結果が出た日と翌日(12月1、2日)には当該水域での操業について漁業団体へ自粛を要請したところです。

5 対 応

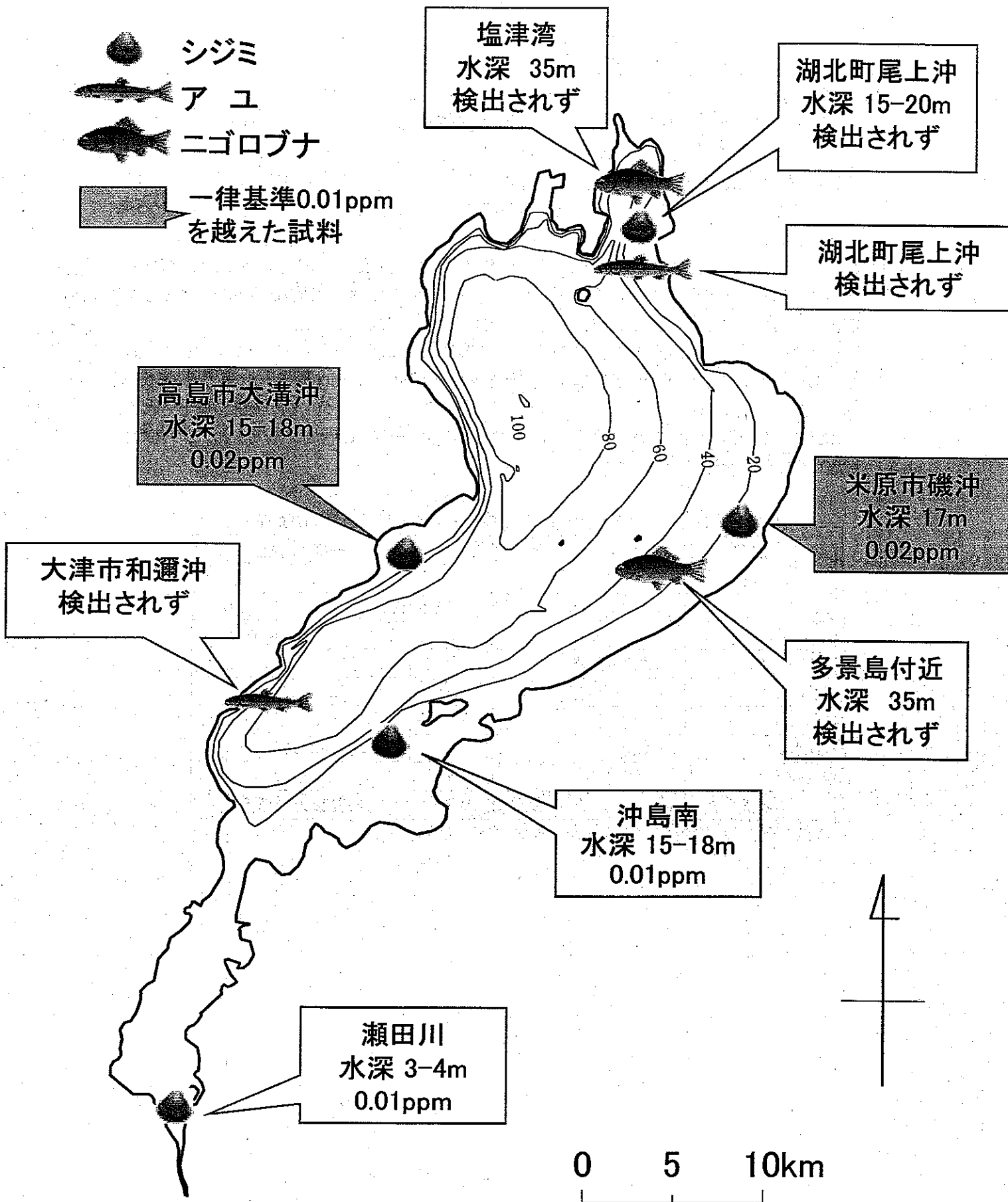
- ①漁業者には既に、米原市磯沖および高島市大溝沖の琵琶湖でのシジミ漁の自粛を要請しました。
- ②除草剤であるチオベンカルブは冬季には使用されることはありません。今後、農業団体と協議し、来シーズン以降は使用しないこととします。
- ③今回、一律基準値を超えた水域のシジミについて、定期的に当該農薬についてモニタリングを実施します。
- ④農薬等は、これまで魚貝類に関して基準値が設定されておらず一律基準値が適用されているため、基準値の設定を国に要請します。

6 その他

平成18年11月16日(木)および17日(金)に、県下2市場および量販店6店舗において販売されていたシジミ9検体について、チオベンカルブの検査を実施しました。

販売されていたシジミは、いずれも基準に適合しておりました。

チオベンカルブ検査試料の採集場所と検出濃度



別 紙

H18. 12. 05

1 ポジティブリスト制度の概要

- ◆わが国では、厚生労働省が食品衛生法に基づいて残留農薬基準を設定しており、残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は、食品衛生法により販売禁止などの措置がとられることにより、農作物の安全が確保されている。
- ◆従来の制度では、残留してはならないものを示すネガティブリスト制度を採用しているため、基準が設定されていない農薬については、いくら残留があっても規制できず、食の安全確保上の大きな課題となっていた。
- ◆こうしたことから、厚生労働省は平成15年(2003年)に食品衛生法を改正し、基準が設定されていない農薬等が、一定量(一律基準)を超えて残留する食品の流通を原則禁止するポジティブリスト制度に移行することを決定し、2006年(平成18年)5月29日から施行された。
- ◆ポジティブリスト制では、国内や海外で使用される農薬や動物薬、飼料添加物について、国際基準であるCodexや農薬登録保留基準、先進諸外国の基準を参考として暫定的に基準値(暫定基準)が設定され、基準値をオーバーする食品(加工食品を含む)については流通が禁止される。
- ◆また基準値が設定されていない場合には一律基準として一律0.01ppmが適用され、この基準値を超える場合は流通が禁止される。

(参考)チオベンカルブの主な作物等に対する残留基準値抜粋(単位:ppm)

残留基準値		暫定基準値		一律基準値	
米	0.2	牛肉	0.2	魚類	0.01
小麦、大麦	0.1	豚肉	0.2	貝類	0.01
とうもろこし	0.1	鶏肉	0.2		
大豆	0.2	鶏卵	0.2		
ばれいしょ	0.05	乳	0.05		
はくさい	0.2				
キャベツ	0.2				
75種別の農作物等		30種別の畜産物等		左記以外の食品	

* 水質管理目標設定値 チオベンカルブ 0.02mg/l 以下

2 チオベンカルブについて

- ◆登録:1969年9月25日
- ◆用途:麦や大豆、水稻等の除草に用いられる。
- ◆毒性:魚毒性B類

魚毒性の分類基準	
A類	コイのLC50 (48時間) >10ppm (LC50 48h)、
B類	コイのLC50 (48時間) ≤10ppm~>0.5ppm、
B-s	B類中でも特に注意を要するもの。
C類	コイのLC50 (48時間) ≤0.5ppm

- ◆商品名:サターンS、クリアターンなど。
- ◆本県での使用状況等

麦や大豆、水稻等の除草剤として使用されており、本県では大豆(6月中旬~7月上旬散布)や麦(10月末~11月初旬散布)などの畑作に93%が用いられ、水田(田植え後20日~30日に散布)に7%が用いられている。

本県での本剤の使用量(15.7トン)は、全除草剤使用量213トンの約7%を占める。

チオベンカルブ含有農薬出荷量(農薬要覧2005)

	出荷量(トン)	成分量(トン)
滋賀県	174.4	15.7
全国	3,680.0	395.6

3 チオベンカルブの1日摂取許容量(ADI)について

1日摂取許容量(ADI:Acceptable Daily Intake)とは、人が一生涯に渡って毎日摂取し続けたとしても、現時点でのあらゆる知見からみて、認むべき健康に悪影響を及ぼさないと判断される1日当たりの摂取量。

(今回の事例の場合)

チオベンカルブでは、その値は0.009mg/kg体重/日(1日体重1kgあたり0.009mg)で、日本人の場合、標準体重として50kgを用いるので、1日あたり0.45mgとなる。

仮に、今回検出された最高0.02ppmの同農薬を含むシジミを毎日21g(みそ汁1杯分に含まれるシジミを30個として換算)食べ続けたとしても同農薬の1日の摂取量は0.00042mgとなる。これは体重50kgの人の1日摂取許容量0.45mgの1000分の1以下の量であり、健康に対する影響はない。

平成19年3月7日
 島根県水産課 担当：吉尾
 (0852-22-6013)
 島根県農畜産振興課 担当：多久和
 (0852-22-5132)
 島根県薬事衛生課 担当：仙田
 (0852-22-6070)

じんざいこ
 神西湖産シジミの残留農薬検査結果について

1. 経過

昨年6月と11月の神西湖産のシジミについて一部の農薬成分に基準を超える残留があった、との情報提供が先月販売業者からありました。

このため、島根県において、2月19日に神西湖の2カ所から検体を採取し、農薬100成分の検査を実施しました。

2. 検査結果

基準値を超えたもの

農薬成分	じっけんがわ 十間川地先	くけがわ 九景川地先
シラフルオフエン	0.02 (0.01)	0.02 (0.01)
ペンディメタリン	0.02 (0.01)	0.02 (0.01)

検出数値 (単位：ppm) () 内は基準値<一律基準>

なお、今回0.02ppmが検出されたシラフルオフエンとペンディメタリンを含むシジミを毎日2g(みそ汁1杯分)食べ続けた場合、これら農薬成分の1日の摂取量は両方共0.00042mgとなります。これは体重50kgの人のこれら農薬成分の1日摂取許容量(人が生涯毎日食べても影響のない量)からみて、シラフルオフエンでは10,000分の1以下、ペンディメタリンでは5,000分の1以下の量であり、健康に対する影響はありません。

3. 対応

- 1) 神西湖漁業協同組合は湖内全域でのシジミの操業及び出荷を本日より自主的に停止しました。
- 2) 県において、神西湖のシジミについて、継続的にモニタリング調査を実施します。
- 3) 今回検出された成分を含む農薬について、神西湖流域での使用の自粛や代替剤への転換などについて、農業団体等と協議を行います。
- 4) 魚介類について、農薬等の一律基準値等に代えて、個別の基準値を早急に設定するよう、改めて国に要請します。

※販売業者による分析で基準値を超えたとされる農薬成分は、6月分が4成分(クロメプロップ、ピリプチカルブ、フェントロチオン、メフェナセット)、11月分が2成分(シラフルオフエン、ペンディメタリン)です。

シジミへの農薬の残留検査結果について

平成 18 年 11 月 9 日
 島根県薬事衛生課 担当：仙田
 (0852-22-6070)
 島根県水産課 担当：吉尾
 (0852-22-6013)
 島根県農畜産振興課 担当：多久和
 (0852-22-5132)

1. 概要

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）が、平成 15 年の食品衛生法の改正により制度化され、本年 5 月 29 日より施行されたところです。このうち、魚介類については、従来残留農薬基準値が設定されていませんでしたが、国内外で基準がないものについては一律基準（0.01ppm）が基準値として適用されることとなりました。

今般、過去の文献からシジミへ除草剤の成分のチオベンカルブが残留する可能性があることが分かり、島根県では宍道湖及び神西湖のシジミについて検査を行ってきました。この結果、7 月後半に採取した検体が基準値を上回ったため、更に詳細な調査を行ったところ、10 月に両湖内で採取した検体は基準値以下となっていることを確認しましたが、宍道湖西岸の一部の河川内で採取した検体に基準値を上回っているものがありました。

なお、今回検出された濃度のシジミを普通に食べたとしても、健康に影響を及ぼすことはありません。チオベンカルブの 1 日摂取許容量は体重 50kg の人に換算すると 0.45mg であり、仮に、今回検出された最大値 0.12ppm のシジミを毎日 21g（みそ汁 1 杯分に含まれるシジミを 30 個として換算）食べ続けたとしても、チオベンカルブの 1 日摂取量は 0.0025mg となります。

今回の検査結果を受けて、宍道湖漁協は基準値を上回っている水域でのシジミの操業及び出荷を自主的に停止しています。

2. 検査結果

チオベンカルブが 0.01ppm を超えて残留するシジミ〔超えた件数／検査件数：（ ）内は検出値〕

検査結果判明日 (採取日)	宍道湖		神西湖
	宍道湖内・大橋川	西岸河川内	
8/10 (7/18・28)	4 / 4 (0.03~0.09ppm)		1 / 2 (0.03ppm)
9/8 (9/4)	1 / 5 (0.02ppm)	1 / 1 (0.06ppm)	0 / 2
10/5 (10/2)	0 / 6	2 / 2 (0.03, 0.07ppm)	0 / 2
11/1 (10/24・26・30)	0 / 11	2 / 3 (0.02, 0.12ppm)	—

3. 対応等について

- 1) 宍道湖漁協は基準値を上回っている水域のシジミの操業及び出荷を自主的に停止しています。県において今後定期的かつ継続的に各水域のモニタリング調査を実施します。
- 2) 周辺の地域において、今秋の麦作へのチオベンカルブを成分とする除草剤の使用を中止したところです。また、来年以降、水稻、麦、大豆において使用しない方向で農業団体と連携して取り組むこととしています。
- 3) 一律基準等が設定された農薬等について、今後国において計画的に健康影響評価が実施される予定ですが、魚介類における残留基準値設定について、早急な作業実施を国へ要請します。

東郷池産シジミの残留農薬検査結果について

提供日: 2006/12/25 (月)

提供課: 食の安全・くらしの安心推進課

担当係: 食の安全担当

電話番号: 0857-26-7284

内 容

1 経過

11月9日、島根県は7月～11月の間、宍道湖内の数箇所にて採取したシジミから、食品衛生法の残留基準値を超える農薬（除草剤 チオベンカルブ）が検出されたことを公表しました。

本県では東郷池及び橋津川周辺でシジミの採取が行われており、県内外に出荷されていることから、シジミの安全性の確認のため、緊急に検査を実施しました。

2 検査の状況

(1) 搬入日 12月4日 (月)

(2) 採取場所 東郷池内の2箇所（下記図面のとおり）

①上川（埴見（はなみ）川及び羽衣石（うえし）川河口付近）

②下川（東郷池北側の橋津（はしづ）川河口）

(3) 検査結果

検査項目	①上川	②下川
クミルロン	0.07 ppm	0.07 ppm
ベンフレセート	<0.01ppm	<0.01ppm
シメトリン	<0.01ppm	<0.01ppm
プレチクラロール	<0.01ppm	<0.01ppm
チオベンカルブ	<0.01ppm	<0.01ppm

*検査項目は東郷池周辺で水田に使用されている除草剤の成分うち主なもの

(4) 検査機関 鳥取県衛生環境研究所

3 安全性について

今回検出された農薬の濃度では、そのシジミを普通に食べたとしても、健康に影響を及ぼすことはありません。

クミルロンの残留基準値は、米で0.1ppmの基準値であり、魚介類であるシジミについては、基準値が定められていないため一律基準の0.01ppmが適用されます。

クミルロンの1日摂取許容量（人が生涯毎日食べても影響の無い量）は、体重50kgの人に換算すると0.5mg/日となり、仮に今回農薬が検出されたシジミをみそ汁

東郷池産シジミの残留農薬検査結果について

(みそ汁1杯分に含まれるシジミを21g(15個)として換算)にして食べても、摂取量としては0.00147mgであり約340倍の開きがあり、健康に影響を及ぼすことはありません。

4 対応等について

- ①東郷湖漁協(漁業者)に対し、シジミ漁(出荷)の自粛を要請します。
- ②農業団体(農業者)に対し、対象農薬を来年度以降に使用しないよう要請します。
- ③今回、基準を超過したシジミについて、漁協と連携して河川等の影響を勘案し、池を複数箇所分割して定期的に当該農薬のモニタリングを実施します。
- ④県栽培漁業センターで、シジミの生体内での当該農薬の残留消長について、飼育実験を検討します。
- ⑤魚介類の特性等を考慮し農薬等の一律基準値に代えて、個別の基準値を設定するよう国に要請します。

採取場所

